

「
 様式第13号中 物品出納簿(備品) を
 分類Ⅰ 分類Ⅱ
 」

「
 物品出納簿(重要物品及び備品)
 分類Ⅰ 分類Ⅱ 細分類 に、「品目別」を「細分類並びに品目別」
 」

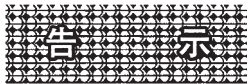
「4 供用内訳欄は、供用課署名を記入する。
 に、5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記入して繰越しを 「4 供用内訳欄は、供用
 するものとする。」
 課署名を記入する。」に、「物品出納簿(備品)に」を「物品出納簿(重要物品及び備品)に」に改める。

様式第14号中「引 継 書」を「引 継 書 年 月 日作成」に改
 める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会 計 課



長野県告示第305号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき、平成27年度において地方事務所に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

長野県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け23農技第128号農政部長通知)の規定に基づく環境保全型農業直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払推進交付金

行政改革課

長野県告示第306号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人 伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成30年6月25日

医療推進課

長野県告示第307号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1	長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	平成27年4月1日

長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター 白馬診療所	長野県北安曇郡白馬村大字神城21551番地	長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター 白馬診療所	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院附属白馬診療所	平成27年 4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターメンタルケアセンターあづみ	長野県北安曇郡池田町大字池田3169番地1	長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターメンタルケアセンターあづみ	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院附属メンタルケアセンターあづみ	平成27年 4月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターあづみ病院	長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1	長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センターあづみ病院	長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院	平成27年 4月1日
医療法人社団東信会 東信よしだ内科	長野県埴科郡坂城町大字上五明643-2	医療法人社団東信会 東信よしだ内科	医療法人社団東信会 よしだ内科クリニック	平成27年 4月1日

2 指定訪問看護事業者等

名称	所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
訪問看護ステーションあづみ	長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1	訪問看護ステーションあづみ	長野県北安曇郡池田町大字池田3207番地1	訪問看護ステーションあづみ	訪問看護ステーションあづみ	平成27年 4月1日

地域福祉課

長野県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

名称	所在地	辞退年月日
砂田歯科医院	長野県大町市大町3140番地	平成27年4月3日
有限会社湊新堂薬局	長野県上田市中央3丁目6番7号	平成18年4月1日

地域福祉課

長野県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

診療所又は薬局

名称	所在地	休止年月日
矢嶋診療所	長野県上田市武石沖250	平成27年4月1日
飯田薬局	長野県諏訪市諏訪2-6-8	平成27年4月10日

地域福祉課

長野県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団金井医院	長野県上田市国分1122-1	平成26年10月31日
セキ薬局	長野県松本市蟻ヶ崎3-6-18	平成27年3月20日
伊藤薬局	長野県松本市浅間温泉1-22-5	平成27年3月10日
ねつみのわや薬局	長野県東御市柵津1115-1	平成27年4月1日
堀内内科医院	長野県松本市北深志2-3-29	平成27年3月31日
倉田医院	長野県伊那市荒井3450	平成27年3月1日
豊田医院	長野県上田市中央西2丁目11番32号	平成25年8月28日
佐久平ファミリークリニック内科・消化器科	長野県佐久市岩村田1315番1	平成27年4月30日

地域福祉課

長野県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
N-fit整骨院	長野県飯山市飯山5292-1	長野県飯山市飯山5292-1	長野県飯山市飯山4799	平成27年4月1日

地域福祉課

長野県告示第312号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
下諏訪町汁垂水資源保全地域	諏訪郡下諏訪町字汁垂7522番、7524番、7526番1、7527番イ、7528番から7531番まで、7532番イ及びロ、7533番、7534番イ及びロ、7535番、7536番1及びイ、7537番1及びロ、7538番、7539番1及びロ、7540番から7550番まで、7551番イ及びロ、7552番、7553番イ及びロ、7554番イ及びロ、7555番、7556番ロ、7557番、7558番イ及びロ、7559番から7561番まで、7562番1及びロ、7563番1及びロ、7564番、7565番、7566番イ及びロ、7567番イ及びロ、7568番、7569番1及び2、7570番、7571番イ及びロ、7572番、7573番、8089番並びに8090番ロ、字次郎8094番、8098番1、8153番1及びロ、8154番1、8156番、8160番1及び2、8161番1及び2、8162番、8163番、8164番1、ロ、ハ、ニの1及び2並びにホ、8165番並びに8173番イ及びロ、字土坂8234番、8235番イ及び1、8236番ロ、8237番、8238番1並びに8240番、字寺平8297番イの1の丁及び2から5まで、ハ並びにロ並びに8298番の区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

長野県告示第313号

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定により、指定法人から次のとおり変更になった旨の届出がありました。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社赤羽製作所	株式会社エヌ・イー	平成27年3月1日
主たる事務所の所在地	飯田市桐林2254番地293	飯田市下殿岡51番地6	

産業立地・経営支援課

長野県告示第314号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市大字富倉字中野3518の2、3530の1、3547の1、3547の2、3548の1、3549の1、3551、字向山4506、4507、4508の1、4508の4、4509の1から4509の4まで、4509の7、4560の3、4560の6、4560の8、4561の2、4561の4、4561の5、4570の2、4571の2、大字飯山字牛ヶ首10388のイ、10416の1、10416の7、10416の13、10416の15、10416の16、10420の4、10423の3、10423のホの1から10423のホの3まで、10425の8、10425のト
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第315号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡原村字廣河原1996の1、1997、1998、2000、字廣河原中山1999
- 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字廣河原1996の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣河原1996の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び原村役場に備え置いて縦

覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月18日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安 司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
		m	km
上伊那郡飯島町田切1221番の3地先から 上伊那郡飯島町田切2624番の3地先まで	旧	12.2~37.6	1.0146
同 上	新	12.2~41.0	1.0146

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年7月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月18日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安 司

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡飯島町田切1299番の2地先から
上伊那郡飯島町田切1299番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年6月18日

道路管理課

選告示第32号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成27年6月18日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表中

を

に改める。

34,770
317,309
103,899
64,749
46,055
19,880
27,904
13,629
19,154
11,733
18,580
8,927
18,639
8,059
6,896
21,342
18,130
38,538
21,140
8,285
26,639
7,207
22,577
17,024
8,346
6,463
8,941
6,763

34,744
317,150
103,849
64,760
46,018
19,848
27,877
13,619
19,118
11,733
18,565
8,931
18,616
8,052
6,882
21,319
18,117
38,513
21,125
8,285
26,625
7,193
22,567
16,992
8,332
6,457
8,933
6,746

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月18日

長野県監査委員

田口敏子

上野紘志

西沢昭子

清沢英男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
井上光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町13-18
湯浅嘉之	長野市松代町松代665番地

県民協働課

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年6月15日から平成28年3月31日まで

監査委員事務局



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州ふるさと郷育ネットワーク

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品飯山店

飯山市静間四本木2147-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カワチ薬品

栃木県小山市卒島1293

3 変更する事項

3 代表者の氏名

佐藤 榮美

4 主たる事務所の所在地

長野市大字徳間1168番地27

5 定款に記載された目的

この法人は、農業先進地である中野市の「食」の地産地消環境と併行して、自然再生エネルギーの普及活動による「エネルギー」の地産地消環境を整えることを通して、中野市が将来にわたり「循環型社会の街」になることに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年6月18日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人維新塾

3 代表者の氏名

中島 秀明

4 主たる事務所の所在地

岡谷市長地権現町四丁目2番31号

5 定款に記載された目的

この法人は、市民の購買活動を中心とした生活環境がより快適なものとなるよう、情報通信技術手段等を用いて商環境の活性化を進め、地域全体の経済活動の活性化を図る事業を行い、豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

県民協働課